

誤=付テハ別紙「記入上ノ注意事項」ニ記シテアリマスカラ
充分研究シテ今後誤ノナイ様ニシテ下サイ

(別紙)

重要工場調査票記入上ノ注意事項

商工省總務局 調 査 課

1 一般事項

- 1 調査票各欄=記入洩無キ様注意スルコト
- 2 數量ハ何レモ指定單位未滿ノ記入ヲ爲サザルコト
- 3 價額ハ何レモ圓未滿ノ記入ヲ爲サザルコト
- 4 數量單位ハ各種分類表所定ノ單位ニ依リ記入スルコト
若シ俵、噸、瓶、罐、本、袋、箱等ノ慣用單位ニ依ル
場合ハ必ズ之ガ内容ノ説明ヲ例ヘバ「1俵ハ何珉入」等
ノ如ク備考欄ニ附記スルコト、尙數量單位ヲ重量ニ依リ
指定セルモノヲ容量又ハ容積ニ依リ記入セル事例アルモ
右ハ之ガ換算ニ多大ノ支障ヲ來スヲ以テ必ズ其ノ換算標
準ヲ備考欄ニ附記スルコト、又「珉」ヲ指定セルモノニ
「珉」ニ依リ記入セル尙多キモ右ハ必ズ「珉」ニ依リ記入ノ
コト

2 調査票1號ニ關シ

- 1 生産品ノ記入ニ際シテハ必ズ生産品分類表ヲ通覽シ記入
洩又ハ記入誤ナキヲ期スルコト
- 2 調査物資ノミニ付記入セルモノアルモ調査票第1號ハ當
該工場ノ生産品全部ニ付記入スベキモノナルヲ以テ洩ナ
ク之ヲ記入スルコト
- 3 調査票第1號ニ記入スベキ生産品ハ當該工場ノ最終ノ販
賣尙生産品ノミニ限ラズ當該工場ノ中間製品タルト當該
工場ニ於テ燃料又ハ設備トシテ使用スルモノトヲ問ハズ
「調査物資」トシテ指定セルモノニ付テハ必ズ之ヲ記入ス

ルコト

此ノ場合中間製品及燃料又ハ設備トシテ使用スル製品ニ
ハ必ズ(自家使用)ト附記スルコト

同一生産品ニシテ自家使用ヲ爲スト共ニ販賣ヲモ爲ス場
合ハ必ズ各別ニ記入シ總生産高幾何内自家使用幾何ノ如
キ記入ヲ爲サザルコト

(注意)

自家使用トハ當該工場ニ於テ使用スル場合ヲ謂フモノ
ニシテ同一企業ノ他ノ工場ノ用ニ供スル場合ハ自家使
用ニ非ズ

- 4 物資名ハ必ズ重要工場調査提要ニ定ムル生産品分類表ノ
名稱ニ依リ記入スルコト
例ヘバ特殊鋼々材ヲ分類セザルモノ、機器ト其ノ部分品
トヲ一括記入セルモノ等アルモ生産品分類表ニ定ムルカ
如ク特殊鋼々材ニ付テハ「條鋼」「鋼板」「其ノ他ノ壓延鋼
材」及「鍛鋼品」ノ別ヲ記入シ機器及部分品ニ付テハ必ズ
之ヲ區別シテ記入スルコト
- 5 他人ノ委託ニ依リ其ノ提供ニ係ルモノヲ主タル原料及材
料トシテ製造、加工又ハ修理ヲ爲シタル生産品ハ必ズ別
行ニ記入シ價額ノ欄ニ「加工賃」又ハ「修理料」ト附記スル
コト

3 調査票第2號ニ關シ

- 1 調査票第2號ニハ當該工場ニ於テ原材料トシテ使用スル
爲購入又ハ生産シタルモノヲ記入スルコト、此ノ場合其
ノ入手ノ方法、入手經路ノ如何ニ拘ラズ購入シタルモノ
ハ總テ之ヲ記入スルコト、例ヘバ軍ノ配給證明ニ依リ入
手シタルモノト雖モ購入シタルモノハ記入ヲ要スルモノ
トス

尙購入スベキ原材料ノ入手ノ遅延等ノ爲一時同種類ノ物資ヲ他ヨリ借受ケ原材料トシテ使用シタル場合モ必ズ之ヲ記入スルコト

2 原料及材料分類表ニ定ムル物資ノ記入ニ當リテハ左記ノ點ニ付特ニ注意スルコト

(イ) [鉄鐵]ニハ鉄鐵鑄物ヲ含メザルコト

(ロ) [普通鋼々材]及[特殊鋼々材]ハ條鋼、形鋼、棒鋼、鋼板、鋼管、線材、帶鋼等ヲ指スモノニシテ鋼製品、鍛鋼品、鑄鋼品ハ之ヲ含メザルコト

(ハ) [フェロアロイ]ヲ單ニ[マンガン][シリコン]等ノ如キ名稱ニ依リ記入スル向アルモ[マンガン地金][珪素]等ト混同スル虞アルヲ以テ明確ニ記入スルコト

(ニ) [銅材料品][黃銅材料品][鉛材料品][亞鉛材料品][アルミニウム材料品][マグネシウム材料品][アンチモン材料品]等ハ當該金屬ノ板、棒、管、條線、箔等ヲ指スモノニシテ右ニ更ニ加工ヲ爲シタルモノハ之ヲ含メザルコト

(ホ) [アンモニア]ニハ[アンモニア水]ヲ含メザルコト

(ヘ) [生ゴム]及[再生ゴム素地]ニハ[ゴム製品]ヲ含メザルコト

(ト) [ステープルファイバー]ニハ[ス・フ糸]及[ス・フ織物]ヲ含メザルコト

(チ) [石棉]ニハ[石棉製品]ヲ含メザルコト

(リ) [雲母]ニハ[雲母製品]ヲ含メザルコト

3 當該工場ニ於ケル機械設備ノ擴張又ハ補修改良ノ爲使用シタル物資アルトキハ之ヲ[主要原料及材料]欄ニ於テ別行ニ記入シ必ズ[擴張用]又ハ[補修改良用]ト附記

スルコト

4 生産用、補修改良又ハ擴張用及下請工場ニ對スル提供分ヲ一括セル向アルモ右ハ必ズ各別ニ記入スルコト

5 繰越高欄、受入高欄及當月使用高欄ニ記入セル數量及價額ヨリ夫々單價ヲ算出シ比較スルニ著シク相違シ誤ト認メラルルモノアルヲ以テ注意スルコト、右ガ著シク相違スルモ誤ニ非ザルトキハ其ノ事由ハ必ズ備考欄ニ附記スルコト

4 第3號票ニ關シ

1 燃料使用高ノ種類ハ分類表ニ定ムル名稱ニ依リ記入スルコト

例ヘバ石炭、コークス、石油等ノ如キ包括的名稱ニ依ラズ一般用炭、ガスコークス又ハ揮發油等ノ如ク記入スルコト

2 調査票第3號中[電力使用高]及[燃料使用高]ニ自家發生ニ係ル[電力]及[ガス]ノ記入アル場合ハ調査票第1號ニモ[電氣]及[ガス]ノ生産高ヲ記入シ何レモ(自家使用)ト附記スルヲ要スルモノトス

3 從業者數中ニハ應召者、入營者ヲ含メザルコト

尙應召者、入營者ニ對スル賃銀、手當等ハ當月支出經費中ノ[賃銀支拂總額]ニ含メズ、[其ノ他ノ諸經費]中ニ含メルコト

4 從業者數中[職員]數ガ[職工]數ニ比シ著シク多數ナルモノアルモ本社關係職員ハ合算セズ必ズ當該工場關係ノ職員ノミヲ記入スルコト

5 從業者數中[其ノ他ノ從業者]數ガ[職工]數ニ比シ著シク多數ナルモノアルモ調査票裏面記入注意ニ定ムル[職工]及[其ノ他ノ從業者]ノ範圍ヲ參照シ誤ナキヲ期

スルコト

- 5 調査票第4号ニ關シ
 - 1 原動機ハ必ズ實馬力數別ニ記入スルコト
 - 2 電動機以外ノ原動機ハ必ズ原動機分類表ニ定ムル名稱ニ依リ記入スルコト
 - 3 電氣ヲ自家發生スル工場ニシテ調査票第3号中電力使用高ノ原動力ノ種類欄ニ「蒸氣力」「水力」等ト記入シアリテ調査票第4号ニ其ノ原動機例ヘバ「蒸氣タービン」「ペルトン水車」等ノ記入ヲ脱漏セリト認メラルモノアルモ右ハ必ズ之ヲ記入スルコト
 - 4 臺數ハ原動機自體ノ臺數ヲ記入スベキモノナルニ之ニ依リ運轉スベキ他ノ機械ノ臺數ヲ記入セル疑アルモノアリ右ハ必ズ原動機自體ノ臺數ヲ記入スルコト
- 6 調査票第5号ニ關シ
 - 1 金屬工用以外ノ旋盤、ボール盤等ノ工作機械ヲ記入スル場合ハ必ズ木工用又ハ石工用等ノ如ク其ノ用途ヲ附記スルコト
 - 2 主要作業機械及設備表ニ定ムル機械設備ヲ設置セル場合ハ右ガ當該工場ノ主タル作業ニ使用スルモノニ非ザル場合（例ヘバ紡織工場ニ附屬スル修理工場ニ設置セル如キ）ト雖モ「作業機械及設備」欄ニ記入スルコト
 - 3 調査票第1号ニ記入セル生産品ヨリ當然設置シアルベキ指定作業機械及設備ヲ記入セザルモノアルモ設置シアル機械設備ニシテ「主要作業機械及設備表」ニ指定セルモノハ洩レナク之ヲ記入スルコト
 - 4 休業工場ニシテ原動機、作業機械及設備ノ記入ヲ全然省略セルモノアルモ設備シアルモノハ必ズ之ヲ「休止ノ臺數」又ハ「休止及豫備ノ數」欄ニ記入スルコト

- 1 金屬工業ニ於テ特ニ注意ヲ要スル事項
 - 1 特殊鋼々材ノ記入ニ當リ分類表ニ照シ分類不能ノモノアリ右ハ必ズ分類表ニ指定セラレタルトコロニ依リ記入スルコト
 - 2 一貫作業工場ニ於テ中間製品（例ヘバ普通鋼半製品ノ鋼片、シートバー、スケルプノ如キ）「自家使用」分ヲ別掲セザルモノアルモ右ハ必ズ之ヲ分別シ記入スルコト
 - 3 特殊鋼、フェロアロイ等ノ記入ニ當リ工場ノ慣用語ニ依リ記入セルモノアルモ右ハ必ズ分類表ニ指定セル名稱ニ依リ記入スルコト
 - 4 代用鋼、銑用鋼ト記入シ分類表ニ定ムル該當ノ名稱ニ依ラザルモノアルモ右ハ必ズ分類表ニ定ムル名稱ニ依リ記入スルコト
 - 5 同一生産品ニシテ其ノ價格ニ毎月著シキ異同アルモノアルモ右ノ場合ハ必ズ其ノ事由ヲ備考欄ニ記入スルコト
- 2 機械器具工業ニ於テ特ニ注意ヲ要スル事項
 - 1 機械器具工業ノ特殊事情ニ鑑ミ機器部分品ハ該工場ニ於テ部分品トシテ販賣スルモノノミヲ記入スルヲ以テ足り一貫作業ノ工程中ニ生産セララルル部分品ニ付テハ記入ヲ要セザルモノトス
例ヘバ蒸氣タービンヲ生産スル工場ニ於テ該部分品タル羽根、齒車減速裝置等ヲ生産シ之ヲ販賣セズ總テ該工場ノ生産品タル蒸氣タービンノ部分品トシテ使用スル場合ハ分類表ニ特掲シアルモノ右ハ記入ノ要ナキモノトス
 - 2 分類表ニ機器ノミヲ指定シ之ガ部分品ノ指定ナキ場合

部分品ヲ機器ノ名稱ニ依リ記入スルモノアルモ誤ニシテ右ハ必ズ「其ノ他ノ機器及機器部分品」(提要18頁参照)トシテ記入スルコト

- 3 機器ト部分品トヲ一括記入セルモノアルモ右ハ必ズ分類表ニ依リ分別記入スルコト
- 4 統制會ノ必要ニ依リ機器半製品「仕掛品」ヲ記入スル場合ハ本調査ニ於ケル部分品ト混同セザル様明確ニ區別ノ上記入スルコト
- 5 機械用鑄物ノ意義ニ關スル照會多キモ右ニ關スル當省機械局ノ意嚮ハ左ノ通ニ付左ニ依リ處理セラレタキコト

機械用鑄物トハ機械ノ構成部分タルベキ鑄物ナリ例ヘバ仕上加工ノ上旋盤ノ「ベツト」トナルベキ鑄物或ハ内燃機關ノ氣筒トナルベキ鑄物ノ如キ之ナリ

- 6 購入部分品ヲ「銅材料品」、「黃銅材料品」等ニ合算記入スルモノアルモ「主要原料及材料分類表」ニ定ムル各種金屬ノ材料品ハ該金屬ノ板、管、棒、條、線等ノ素材ヲ指スモノナルニ付之ニ加工ヲ爲シタル部分品ハ含メザルコト
- 7 調査票第2號ニ「非鐵金屬」ノ如キ名稱ニ依リ一括記入スルモノアルモ右ハ必ズ「分類表」ニ定ムル如ク銅材料品、鉛材料品、亞鉛材料品等ノ種類毎ニ分別記入スルコト

3 化學工業ニ於テ特ニ注意ヲ要スル事項

- 1 牛革ヲ生産シ更ニ革ベルト、革パツキング等ノ革製品ヲ生産スル場合、又ハ合成樹脂素地ヲ生産シ更ニ合成樹脂成型品ヲ生産スル場合等ニ於テ第一次生産品タル牛革、合成樹脂素地等ノ自家使用分ノ記入ヲ爲サザル

モノアルモ右ノ如キ場合ニハ必ズ「分類表」ニ定ムルトコロニ依リ第一次生産品ノ自家使用分ヲ記入スルコト

- 2 耐火煉瓦及耐火モルタルノ數量單位ハ何レモ「隨」ヲ指定セラレアルニ煉瓦ニ在リテハ、箇數、モルタルニ在リテハ噸ヲ以テ記入セルモノ甚ダ多シ右ハ何レモ「隨」ニ依リ記入スルコト
- 3 ガス生産工場ニシテ發生ガスノ一部ヲ當該工場ノ燃料トシテ使用スル場合該自家使用分ノガス發生高ヲ調査票第1號ニ記入セザルモノアリ右ハ必ズ調査票第1號ニ販賣向ト自家使用分トヲ區別シ記入スルコト

5. 機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル協力工業ノ整備ニ關スル件

昭和17年7月28日付02車統監發第40號會員宛

首題ノ件ニ就テ商工省機械局長並ニ企業局長名ヲ以テ別添17機局第2953號ノ通り通牒有之候間爾今當統制會々員ニ所屬スル協力工場ニ就テハ本指示内容ニ基キ取計フニ付御諒察相成度尙下記ノ點折返御回報願上候

A 舊鐵車、産車、信保各組合ニ加入セシ會員

- 1 第1次指定ノ協力工場ニシテ現在既ニ發註關係中絶セルモノ並ニ其ノ理由
- 2 第1次指定ノ協力工場ニシテ將來發註關係ヲ中止シタルモノ並ニ其ノ理由
- 3 第1次指定ノ協力工場以外ノ工場ニシテ將來發註關係ヲ締結致シタキモノ並ニ其ノ理由

B 其他ノ會員

- 1 第1次指定ノ協力工場ヲ添附協力工場指定申請書ニ依リ寫作成ノ上當會宛送附スルコト

2 以下[A]ノ場合ノ1.2.3項同然

17機局第2053號

昭和17年6月29日

車輛統制會會長殿

商工省機械局長 佐藤 荃 太郎

商工省企業局長 豊田 雅 孝

機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル協力工業ノ整備ニ關スル件
標記ノ件ニ關シテハ昭和16年11月27日附16機局第5363號ヲ以テ
通牒致置候處今般統制會ノ設立、機械工聯並ニ新業種別工聯ノ
解散ニ伴ヒ該要綱中一部別紙ノ通訂正致候條右御了知ノ上爾今
協力工業ノ整備ヲ實施相成度此段及通牒候也

協力工業ノ整備ニ關スル件

1 協力工場ヲ指定スベキ民間發註工場ノ範圍

協力工場ヲ指定スベキ民間發註工場ハ差當リ機械各統制會
會員並ニ之ニ準ズル工場トシ將來品種別工聯又ハ工組傘下
ノ工場ニモ範圍ヲ擴張スルコト

2 協力工場指定機關

(1) 機械工聯及其ノ傘下工組並ニ新業種別工聯及其ノ傘下
工組ノ解散ニ伴ヒ從前ノ協力工場指定機關ハ消滅シタ
ルヲ以テ發註工場ガ統制會會員ナル場合ニ於テハ其ノ
所屬統制會ガ協力工場ノ指定ヲナスコトトシ「協力工
業實施要綱」ノ協力工場指定委員會ハ統制會ニ改ムル
コト

(2) 協力工業ノ範圍(16機局第1484號)第1項第3號ノ民間
發註工場(造船關係工場ヲ除ク)ニ付テハ從前ノ通トス
ルコト

(3) 協力工場ニ關シ統制會相互ノ連絡調整ヲ圖ル爲「別紙
要綱」ニ依リ機械工業協議會ニ機械協力工業綜合委員

會ヲ置クコト

3 協力工場指定手續

(1) 發註工場ガ統制會會員ナル場合

(イ) 協力工場ノ指定ヲ受ケントスル者ハ民間發註工場
ト連名ニテ別紙様式ニ依ル協力工場指定申請書
(以下單ニ指定申請書ト稱ス)

(正) 1通及(寫)4通ヲ作成シ之ヲ所屬統制會ニ提
出スルコト、指定セラルベキ協力工場ガ陸海軍發
註官衙ヨリ發註工場ニ發註セラレタルモノノ協力
工業ヲ爲スモノナルトキハ豫メ當該陸海軍發註官
衙ノ承認ヲ受ケ右承認書ヲ指定申請書ニ添附スル
コトヲ要スルコト

(ロ) 省 略

(ハ) 統制會指定承認ヲ受ケタルトキハ協力工場ノ指定
ヲ爲シ申請者ニ之ヲ通知スルト共ニ指定申請書
(寫)1通ヲ添附シ其ノ旨ヲ機械協力工業綜合委員
會及地方協力協議會ニ夫々通報スルコト

(ニ) 從前ノ手續ニ依リ既ニ指定セラレタルモノハ本手
續ニ依リ指定セラレタルモノト看做スコト

發註工場ガ協力工業ノ範圍(16機局第1484號)第1項第3
號ノ民間發註工場ナル場合ハ從前ノ通トスルコト

4 協力工場指定取消手續

(1) 協力工場ノ指定取消ヲナス必要ヲ生ジタルトキハ民間
發註工場又ハ協力工場ハ指定取消ヲ必要トスル事由ヲ
記載シタル協力工場指定取消申請書ヲ協力工場指定機
關ニ提出スルコト

(2) 前號以外ノ手續ハ總テ協力工場指定手續ニ準ズルコト

5 協力工場ニ對スル發註基準

- (1) 統制會ハ適當ナル發註基準ヲ定メ其ノ會員ノ協力工場ニ對スル發註ヲ確實ナラシムル様指導監督ヲナスコト
- (2) 統制會前號ノ發註基準ヲ定メントスルトキ又ハ變更セントスルトキハ機械各統制會ニアリテハ商工省、造船統制會ニアリテハ逓信省ノ承認ヲ受クベキコト
逓信省前項ノ承認ヲ爲サントスルトキハ豫メ商工省ニ協議スルコト

6 發註工場ヨリ支給スベキ原材料

- (1) 民間發註工場ガ其ノ指定協力工場ニ發註スルニ當リテハ所要原材料中別紙掲記ノモノニ付テハ現物又ハ切符ヲ當該民間發註工場ヨリ協力工場ヘ交付スベキコト
- (2) 別紙掲記以外ノ原材料ニ付テハ協力工場ニ於テ自ラ割當ノ申請其ノ他現物入手ニ必要ナル手續ヲ爲スモノトスルコト

(別紙)

機械協力工業綜合委員會要綱

機械協力工業綜合委員會ハ機械工業協議會ノ内ニ置クコト
 機械協力工業綜合委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織スルコト
 會長ハ機械工業協議會會長ヲ以テ之ニ充ツルコト
 委員ハ機械工業協議會、機械各統制會、日本機械器具工業組合聯合會及造船統制會ノ推薦シタル者トスルコト
 機械協力工業綜合委員會ハ協力工場ノ指定ニ關スル方針ノ決定協力工場並ニ民間發註工場ニ關スル統制會相互ノ連絡調整其ノ他協力工場指定制度全般ニ關スル事項ヲ調査審議スルト共ニ商工省ノ諮問ニ應ジ答申ヲ爲スコト

(別紙)

民間發註工場ヨリ支給スベキ原材料一覽

資材名	資材名	資材名
1. 鐵鋼	伸銅	アンチモン
普通鋼鋼材	銅基合金	抵抗線
特殊鋼	錫基合金	ニッケル
鑄鋼	半田	金
鍛鋼	アルミニウム	銀
鑄鐵管	銅	白金
鑄鐵管	鉛	3. 非金屬材料
2. 非鐵金屬	亞鉛	石
電線	錫	綿

別紙工場ハ弊工場ノ協力工場トシテ適當ナルニ付御指定相成度此段及申請候也

尙御指定相成候場合ト雖モ將來重大ナル條件ノ變更アリタルトキハ指定關係ニ付變更ノ手續ヲ探ルベキコト兩者間ニ於テ申合せ候也

發註者工場名

㊟

代表者又ハ工場主名

㊟

昭和 年 月 日

統制會長 殿

協力工場指定ニ關シ發註官衙承認欄				
年 月 日	承認事項	發註者官衙又ハ管理監督官名	印	
昭和 年 月 日	右承認ス			
昭和 年 月 日	右承認ス			
昭和 年 月 日	右承認ス			
昭和 年 月 日	右承認ス			
昭和 年 月 日	右承認ス			

- 記載注意事項
1. 申請書ハ正1通 寫4通作成ノコト
 2. 拂込資本金欄ニハ個人經營ノ場合ハ投資額ヲ記入スルコト
 3. 發註工場關係欄ニハ發註工場2以上ノ場合ハ各發註工場別ニ主要協力工業種別及同上1ヶ年受註金額ヲ記入スルコト 但シ受註金額ハ協力工場種別毎ニ記入スルニ及バズ
 4. 發註工場關係欄ノ1ヶ年受註金額ハ本申込書提出ノ2ヶ月前ヨリ既往1ヶ年ノ受註金額ヲ記入スルコト
 5. 兼業關係欄ノ生産額又同ジ
兼業關係欄ニハ陸海軍其他ノ發註官衙ノ統制工業ノ受註關係及協力工業以外ノ自主經營ニ係ル關係ヲ明ニスルコト

申	昭和	年	月	日
請	整理番號			

協力工場指定申請書

工場名
所在地
代表者又ハ
工場主名

左記ノ通り相違無之候間機械鐵鋼製品整備要綱ニ依リ
工場ノ協力工場トシテ御指定相成度此段及申請候也

昭和 年 月 日

統制會長殿

工場經營概要 (創業年月日、其ノ他)			
所屬團體 (列記ノコト)			
拂込資本金又ハ投資額			
發關 註係 工場	發註工場名	主要協力工業種別	同上1ヶ年受註金額 圓

兼業關係	統制工業受註關係			協力工業以外ノ兼業關係	
	發註官衙名	1ヶ年受註金額 (圓)		生産種別	1ヶ年生産額 (圓)
工場規模	従業員	工員	男女	面積	工場敷地 (坪)
		其他	男女		建坪 (坪)
	主要設備機械			臺數	摘要
	其ノ他ノ特殊設備				

6. 重要機械製造事業法第2條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル
事業者ノ提出スベキ書類ノ様式ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ商工省ヨリ下記ノ通牒ガアリマシタカラ一應
通知致シマス、該當者ハ充分注意ノ上遺憾ナキヲ期シテ下サイ、
通牒全文

18機局第1005號

昭和18年3月25日

各統制會長殿

商工省機械局長 佐藤 釜太郎

重要機械製造事業法第2條ノ規定ニ依リ許可ヲ受

ケタル事業者ノ提出スベキ書類ノ様式ニ關スル件

重要機械製造事業法第4條及第12條ノ規定ニ依ル各申請書様式
別紙ノ通決定致候條關係事業者ニ對シ周知方可然配意相成度此
段及通牒候也

追而 法第14條ノ規定ニ依ル届書施行規則第37條及同第39條
ノ規定ニ依ル各報告書ノ様式ニ付テハ貴會統制規程ニ基ク事
業計畫書、事業報告書及事業年報(事業報告書ノ年度報告書)

ノ各様式ニ準ジ作成提出セシムルコトトシ其ノ細目ニ付テハ
別途打合スルコトト致度此段申添候

(1) 法第4條ノ規定ニ依ル申請書様式

〔註〕 様式ハ必ズ縦書ノコト

(指定重要機械製造設備新增設認可申請書)

指定重要機械製造事業新(増)設認可申請ニ關
スル一般の注意

- 一、申請書日附ハ事業許可申請書又ハ事業設備増設許可申請書
ト同日トス
- 二、部數、提出経路等ハ右申請書ニ準ズ
- 三、事業許可又ハ事業設備増設許可申請書中見易キ個所ニ「免
稅認可申請」ト朱記スベシ
- 四、指定重要機械(令第5條ニ掲グル免稅機種ナリ〔法第4條
參照〕)ノ中大型、精密等ノ制限アルモノニ付テハ認可申請
前豫メ當局ニ照會ノ上其ノ標準ヲ承知相成度

指定重要機械製造設備新(増)設認可申請書

〔註〕 本申請書ハ縦書ノコト

昭和 年 月 日

主タル營業所所在地

商號又ハ名稱

代表者 氏 名 ㊦

商工大臣 殿

弊社左記指定重要機械製造設備ノ新(増)設ニ付重要機械製造事
業法第4條ノ認可相成度同法施行規則第6條ノ規定ニ依リ此段
及申請候也

記

- 一、工場ノ名稱及位置
- 二、指定重要機械

(一) 指定重要機械名 〔註〕 本表ハ縦書ノコト

大 分 類	中 分 類	指定重要機械	型 式

(二) 製品ノ規格又ハ能力其ノ他ノ説明

備 考

(一) 製品ノ規格其ノ他ノ説明ニハ左記ノ機器ニ付テハ必ズ下
記事項ヲ記載スルコト

- (1) 鍛造水壓プレス 鍛 壓 力
- (2) 精 密 軸 受 日本標準規格(J E S)
- (3) 特 徑 鋼 球 球ノ直徑(吋)
- (4) 大型型打鍛工品 重 量(庇)
- (5) 精密型打鍛工品 誤 差(耗)

三、設備價額(除土地價額) 〔註〕 本表ハ縦書ノコト

種 別	新 增 設		轉 用	
	數	價 額	數	價 額
機 械 設 備				
初創研磨用ノ 金屬工作機械				
初創研磨用以 外ノ金屬工作機械				
爐				
其他ノ機械				
建 物				
什 器 備 品				
其ノ他ノ設備				
合 計				

備 考

- 一、種別ハ更ニ適宜分類詳記スルコト
- 二、金屬工作機械及爐ハ工作機械等登録規則ニ依ル登録票乙ニ記
入スル場合ノ分類ニ依ルコト

三、本欄記載ノ新(増)設設備ハ指定重要機械製造事業ニ専用スルモノナルコト
 已ムヲ得ズシテ他事業ト共用スル設備ヲ記載セントスル場合ニ於テハ申請前ニ機械局ニ連絡スルコト

四、事業收支目論見書 [註] 本表ハ縦書ノコト

種 別	昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度

備 考
 設備完成ノ年及其ノ翌年度ニ付記載シ設備完成前ニ於テ事業ヲ一部開始スル場合ニ在リテハ其ノ分ヲモ記載スルコト

五、工事ノ着手及完成ノ豫定期間並ニ事業開始ノ豫定期間

[註] 本様式ハ縦書ノコト

- (1) 工事着手時期 年 月 日
- (2) 工事完成時期 年 月 日
- (3) 事業一部開始時期 年 月 日
- (4) 事業全部開始時期 年 月 日

六、兼 營 事 業 [註] 本様式ハ縦書ノコト

(一) 兼營事業ノ概要

- (1) 既設設備ニ依ル指定重要機械製造事業
- (2) 指定重要機械製造事業以外ノ事業

(二) 新(増)設設備ニ依ル指定重要機械製造事業ト兼營事業トノ計算ノ区分方法

備 考
 (一) 兼營事業トハ同一工場ニ於ケル新(増)設設備ニ依ル指定重要機械製造事業以外ノ事業ヲ謂フ
 (二) 兼營事業ノ概要ニハ事業種別、投資金額、年製造數量等ヲ記載スルコト
 (三) 計算ノ区分ニハ新(増)設設備ニ依ル指定重要機械製造事

業ト他ノ事業トニ付製品ノ區別、會計帳簿ノ獨立其ノ他收支決算等ニ付如何ニシテ之ヲ區別スルヤヲ詳記スルコト

七、工場設備配置圖

備 考

工場設備配置圖ニハ新(増)設設備ニ依ル指定重要機械製造事業、既設設備ニ依ル指定重要機械製造事業及其ノ他ノ事業ノ區別ヲ明確ニ区分スルコト

(2) 法第12條ノ規定ニ依ル申請書様式

[註] 様式ハ必ズ縦書ノコト

[重要機械製造設備増設(變更)許可申請]

重要機械製造設備増設(變更)許可申請ニ關スル一般注意

- 一、申請書提出先及部數、提出経路、軍資秘事項ノ取扱等ニ付テハ[許可申請書及査定申告ニ關スル一般注意]ニ準ズルコト尙行政官廳職權移讓令施行規則第14條ノ規定ニ依リ統制會ヲ經由スベキ場合アルベキニ付留意ノコト
- 二、申請書ハ事業別且工場別ニ作成提出ヲ要スルコト
- 三、本申請書様式ニ於テ所謂[増設設備]トハ讓受、借受、轉用、改造等現實ニ當該事業用設備ノ臺數又ハ能力増加トナルベキ設備ヲ、[減少設備]トハ讓渡、貸與、廢棄、他工場又ハ他事業ヘノ轉用等現實ニ設備ノ臺數又ハ能力ノ減少トナルベキ設備ヲ謂ヒ入替設備ニ付テハ新設備ヲ増設設備、舊設備ヲ減少設備トシテ扱フコト從ツテ同一工場内(令第3條ノ同一工場ト看做サル場合ヲ含ム)ノ移設ハ該當セザルモノナルコト
- 四、當該増設(變更)ヲ爲スベキ事業ガ法第4條ノ規定ニ依ル指定重要機械製造事業ニシテ同時ニ免税認可申請書ヲ提出スルモノナル場合ハ本申請書第一頁欄外ニ[免税認可申請書提出]ト朱書スルコト

重要機械製造設備増設(變更)許可申請書

昭和 年 月 日

主たる營業所所在地

商號又ハ名稱

代表者 氏 名 ㊦

大臣 殿

左記計畫ニ依ル重要機械(事業名)製造設備増設(變更)ニ付重要機械製造事業法第十二條ノ許可相成度同法施行規則第十五條ノ規定ニ依リ此段及申請候也

記

一、工場ノ名稱及位置

何會社 何工場

何府縣何市(郡)何町(村)何番地

備考

- (1) 令第3條ノ指定ニ依リ同一工場ト看做サルベキ二以上ノ工場アル場合ハ之ヲ併記スルコト
- (2) 増設(變更)ニ依リ工場名ニ變更アル場合ニハ新舊名稱ヲ併記スルコト

二、増設(變更)ヲ必要トスル事由

三、製品ノ種類 [註] 本表ハ縦書ノコト

増設(變更)前		増設(變更)後		
省令分類	細分類	省令分類	細分類	備考

備考

増設(變更)前ト増設(變更)後ニ於テ異動ヲ生ジタル製品ニ付テハ○印ヲ附シ備考欄ニ型式、寸度其ノ他參考事項ヲ記載スルコト

四、既設機械設備 [註] 本表ハ縦書ノコト

機械名	法第十二條及第十二條ノ許可ハ能力ノ合計	令第十八條ノ限度内ニ於ケル増減(△)(臺數又ハ能力ノ合計)	現在臺數又ハ能力ノ合計	備考

備考

- (1) 令第4條(則第3條)又ハ令第18條(則第14條)ニ掲グル機械設備ニ付記載スルコト
- (2) 炭素棒、人造黒鉛刷子、蓄電器、型打鍛工品又ハ機械用輕合金鑄物ノ製造事業ニ在リテハ主要設備ノ臺數ノ外其ノ能力合計ヲ括弧内ニ記載スルコト
- (3) 備考欄ニハ令第18條(則第14條)ノ限度内ニ於ケル増設(變更)年月日ヲ附記スルコト

五、増設(變更)設備

(一) 増設(變更)機械設備

(イ) 増設機械設備臺數 [註] 本表ハ縦書ノコト

區分	臺數	同 上 中 令 第 十 八 條ノ主要設備		備考
		機械名	臺數(能力合計)	
切削研磨用ノ金屬工作機械				
切削研磨用以外ノ金屬工作機械				
爐				
其ノ他				

(ロ) 減少機械設備臺數

書式(イ)ニ同ジ

備考

- (1) 機械名欄ニハ齒車製造事業ニ在リテハ齒切盤、機械用輕合

金鑄物製造事業ニ在リテハ熔融爐ノ如ク令第18條ノ主要設備ノ名稱ヲ記載スルコト

(2) 四、[既設機械設備]ノ備考(2)ヲ参照スルコト

(二) 増設(變更)機械設備内譯

(イ) 増設機械設備

(1) 令第十八條ノ主要機械設備

[註] 本表ハ縦書ノコト

作業場名	機械名	型式寸度 又ハ能力	臺數	單價	製造者名	製造年月	備 考

(2) 其ノ他ノ機械設備

書式(1)ニ同ジ

(ロ) 減少機械設備

書式(イ)ニ同ジ

備 考

(1) 機械名型式寸度又ハ能力等ニ付テハ工作機械等登録規則ニ依ル登録表丙分類ノ記載方法ニ依リ尙法第2條ノ許可申請書様式中三ノ(二)主要機械設備内譯表備考(8)以下ヲ参照スルコト

(2) 備考欄ニハ借受(貸主名)讓受(讓渡者名)貸與(借受者名)讓渡(讓受者名)轉用(他ヨリ轉用ノトキハ從來ノ事業名又ハ工場名、他事業又ハ工場ニ轉用ノトキハ其ノ事業名又ハ工場名)等ノ區分ヲ明記スルコト

(三) 機械以外ノ増設(變更)設備

(イ) 増設設備

(1) 工場敷地坪數

(2) 建 物

[註] 本表ハ縦書ノコト

作業場名	構 造	棟 數	建坪數	延坪數	備 考

(ロ) 減少設備

書式(イ)ニ同ジ

備 考

備考欄ハ(二)増設(變更)機械設備内譯ノ備考(2)ニ依リ夫々記入スルコト

六、製造能力

[註] 本表ハ縦書ノコト

製 品 名			現 在 能 力			増 減 (△) 能 力		
勅令 分類	省令 分類	細分類	臺數又 ハ個數	重量	價 額	臺數又 ハ個數	重量	價 額
計								

備 考

- (1) 原材料、燃料、動力及勞務者等ノ整備セラレタル場合ニ於ケル能力ヲ記載スルコト
- (2) 臺數、個數又ハ重量ノ算定困難ナルモノニ付テハ其ノ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト
- (3) 兵器ニ在リテハ細分類欄ニ型式ヲモ記載シ現在能力ノ欄及増減能力欄ハ右型式別ニ記載スルコト

添 附 書 類

一、他ノ法令トノ關係

備考増設(變更)ニ關シ他ノ法令ノ許可又ハ認可等ヲモ併セ要スルモノニ付テハ其ノ手續狀況(許可又ハ認可ヲ得タルモノニ付テハ其ノ月日及指令番號)及他ノ法令トノ關係ニ付參考トナルベキ事項ヲ可及的詳細ニ記載スルコト

二、工事ノ着手及完成ノ豫定期並ニ事業開始ノ豫定期

- (一) 工事ノ着手時期 昭和 年 月 日
- (二) 工事ノ完成時期 昭和 年 月 日
- (三) 事業一部開始時期 昭和 年 月 日
- (四) 事業全部開始時期 昭和 年 月 日

三、製品ニ關スル規格其ノ他ノ説明

備考

設備ノ増設(變更)ニ伴ヒ特ニ記載ヲ要スルモノアル場合ノ外ハ省略スルコトヲ得ルコト

四、工事計畫ノ概要

五、工事費豫算書

[註] 本表ハ縦書ノコト

種 別	金 額	備 考
機 械 設 備		
切削研磨用ノ 金屬工作機械		
切削研磨用以外 ノ金屬工作機械		
爐		
其ノ他ノ機械		
土 地		
建 物		
其 ノ 他		
計		

六、事業資金及其ノ調達方法

(一) 事業資金増減明細

[註] 本表ハ縦書ノコト

種 別	金 額			備 考
	増設設備	減少設備	差引増又ハ減 (△)	
固 定 資 金				
機 械 設 備				
土 地				
建 物				
其 ノ 他				
小 計				
流 動 資 金				
合 計				

備考

本事業以外ノ事業ト共用スル設備ニ在リテハ備考欄ニ利用率其ノ他参考事項ヲ記載スルコト

(二) 事業資金調達方法

[註] 本表ハ縦書ノコト

調 達 方 法	金 額	備 考
拂 込 株 金		拂込徴収又ハ増資等ノ内容ヲ記載スルコト
社 債		募集時期及條件ヲ記載スルコト
借 入 金		種類並ニ借入先及時期ヲ記載スルコト
何 々		
合 計		

備考

増設(變更)ノ爲新ニ調達スベキ資金ノミニ付記載スルコト

七、製造及販賣ノ豫定計畫

[註] 本表ハ縦書ノコト

勅令 分類	省令 分類	細分 類	製 造 數 量		販 賣 數 量		自 家 使 用 數 量	
			臺數又 ハ個數	重量 價額	臺數又 ハ個數	重量 價額	臺數又 ハ個數	重量 價額

備考

- (1) 増設(變更)ノ計畫完了後ニ於ケル豫定計畫ヲ記載スルコト
- (2) 臺數、箇數又ハ重量ノ算定困難ナルモノニ付テハ其ノ記載ヲ省略スルコトヲ得ルコト
- (3) 兵器ニ在リテハ六、製造能力欄ノ備考(3)ヲ参照スルコト

(八) 事業收支目論見書

(イ) 收 入

[註] 本表ハ縦書ノコト

項目	金額	備考
		算定基礎概略
計		

項目	金額	備考
計		

(ハ) 差 引

備考

- (1) 増設(變更)完成後ニ於ケル收支目論見ヲ記載スルコト
- (2) 項目ハ適宜之ヲ分類スルコト

(3) 法第14條ノ規定ニ依ル届書

[註] 様式ハ必ズ縦書ノコト

(事業計畫書)

統制規定ニ依リ統制會ニ提出スル事業計畫書甲、乙、丙

ト同様式ノモノニ追加作成シテ一組トシテ提出スベキ丁

表様式

丁 表 (イ)

工場名		當者氏名印		會員番号		會員名		代表者氏名		
設 備 計 其 他 土 地 建 物	令第十八條ノ設備	機 種 名	初創研磨用工作機械(臺)	專 用	共 用	計	專 用	共 用	計	
										摘 要
	既 設	設 計								
	增 設	設 計								
	轉 更	設 計								
	減 少	設 計								
	計	設 計								
	合 計	設 計								
	其 他	切削研磨用金屬工作機械以外ノ金屬工作機械(臺)								
	土 地	鑄造機械 其ノ機械(臺)	坪數(坪)	價額(千圓)	坪數(坪)	價額(千圓)				
建 物	構造	建坪(坪)	延坪(坪)	價額(千圓)	構造	建坪(坪)	延坪(坪)	價額(千圓)		
收 支 豫 算	區 分	既 設	新 增	計	既 設	新 增	計			
	事 業 收 入									
	資 産 收 入									
	計									
	直 接 支 出									
支 間 接 支 出										
計										
差 引 損 益										

(註) 1. 提出期限……

第一號様式ノ四ノ一

事業計畫書

昭和 年度分
昭和 年 月 日提出

會員番號

會員名

代表者氏名

極秘

丁表 (1)

第一號樣式ノ四ノ一

工場名		工場所在地						電話番號						擔當者氏名印																				
機 種 名	摘 要	專用			共用			計			專用			共用			計			專用			共用			計								
		坪數(坪)	價額(千圓)	計	坪數(坪)	價額(千圓)	計	坪數(坪)	價額(千圓)	計	坪數(坪)	價額(千圓)	計	坪數(坪)	價額(千圓)	計	坪數(坪)	價額(千圓)	計	坪數(坪)	價額(千圓)	計	坪數(坪)	價額(千圓)	計									
令第十八條ノ設備	既設																																	
	增設																																	
	變更																																	
	減少																																	
	合計																																	
其ノ他	切削研磨用金屬工作機械以外ノ金屬工作機械(臺)																																	
	鑄造機械其ノ機械(臺)																																	
畫ノ設備	土地	坪數(坪)	價額(千圓)	計	坪數(坪)	價額(千圓)	計	坪數(坪)	價額(千圓)	計	坪數(坪)	價額(千圓)	計	坪數(坪)	價額(千圓)	計	坪數(坪)	價額(千圓)	計	坪數(坪)	價額(千圓)	計	坪數(坪)	價額(千圓)	計	坪數(坪)	價額(千圓)	計						
	建物	構造	建坪(坪)	延坪(坪)	價額(千圓)	計	構造	建坪(坪)	延坪(坪)	價額(千圓)	計	構造	建坪(坪)	延坪(坪)	價額(千圓)	計	構造	建坪(坪)	延坪(坪)	價額(千圓)	計	構造	建坪(坪)	延坪(坪)	價額(千圓)	計	構造	建坪(坪)	延坪(坪)	價額(千圓)	計			
收支豫算	區分	既設	新增	計	既設	新增	計	既設	新增	計	既設	新增	計	既設	新增	計	既設	新增	計	既設	新增	計	既設	新增	計	既設	新增	計	既設	新增	計			
	收入																																	
	事業收入																																	
	資產收入																																	
	計																																	
支出																																		
直接支出																																		
間接支出																																		
計																																		
差引損益																																		

(註) 1. 提出期限……1月31日 2. 提出部數 3通 3. 用紙—JES—B 4. 記入注意……別紙記入注意參照ノコト

事業計畫書

丁表(イ)事業計畫書記入注意(第1號様式4ノ1)

1. 本計畫ハ重要機械製造事業法ニ依ル許可事業者ニ限リ作成シ統制規程ニ基ク事業計畫書甲表(イ)(ロ)乙表及丙表ト一組ト爲シ重要機械製造事業法ニ依ル事業計畫書トシテ提出スルモノトス
2. 本計畫書ニハ鐵道又ハ軌道ノ車輛(部分品ヲ含ム)及ビ鐵道信號保安裝置ノ製造事業ニシテ重要機械製造事業法ニ依リ許可セラレタル事業及其ノ他ノ事業トノ共用ニ付許可工場別ニ記入スルモノトス
3. 各欄ノ説明
 - (1) [機種]欄ニハ車輛等ノ事業ニシテ重要機械製造事業法ニ依リ許可セラレタル事業名(勅令分類ニ依ル機種)ヲ列記シ其ノ他ノ機種(車輛等ノ事業ニシテ同法ニ依ル許可ナキモノ及同法適用以外ノ機種並ニ車輛等ノ事業以外ノ機種ヲ含ム)ニ付テハ[其ノ他]トシテ一括記入ノコト但シ其ノ他ノ機種ニ付キ増設變更計畫アル場合ハ如何ナル機種ノ計畫ナリヤヲ括弧ヲ附シテ記入ノコト
 - (2) 設備計畫
[令18條ノ設備]
鐵道又ハ軌道ノ車輛及ビ鐵道信號保安裝置ノ製造事業ニアリテハ切削研磨用ノ金屬工作機械ヲ謂フ(但シ手動式ノモノヲ除ク)
 - (3) [専用共用]欄
専用トハ當該許可事業ノミニ使用セラルル機械ヲ記入シ、共用トハ當該許可事業ト當該許可事業以外ノモノトニ共用セラルル機械ニ付按分シタル臺數ヲ記入スル

モノトス、但シ其ノ算出基礎ニ付テハ右下餘白ニ記入
ノコト

(4) 「既設及増設變更」欄

(イ) 「既設及増設變更」欄ノ區別ハ當該年度期首現在ニ依
ルモノトス、但シ許可ヲ受ケタルモノニ在リテハ工
事完了セザルモノト雖モ之ヲ既設ノ欄ニ記入ノコト

(ロ) 「轉用」欄ニハ當該事業ニ轉用使用セントスル臺數ヲ
記入ノコト

(ハ) 「更新」トハ同一單位ノ入替ヲ謂フ例ヘバ1臺ノ増設
ト1臺ノ減少トハ2臺ノ入替ガ同時ニ行ハレタルニ
等シク之ヲ更新欄ニ記入ノ場合ハ2臺トシテ倍數ヲ
記入ノコト

(ニ) 「増設」及「減少」ノ各欄ニハ實際ニ増設シ又ハ減少ス
ベキ臺數ヲ記入スルモノニシテ増設ト減少トノ差引
臺數ヲ記入セザルコト

(5) 「其ノ他ノ設備」

「其ノ他ノ設備」ニハ切削研磨用以外ノ金屬工作機械爐
其ノ他ノ機械、土地、建物ノ五種ニ付變更セントスル
部分ニ限り記入ノコト

丁表(ロ)事業計畫書記入(注意第1號様式4ノ2)

1 本計畫書ハ重要機械製造事業法ニ依ル許可事業者ガ設備計
畫ニ於ケル令第18號ノ設備中増設變更セントスル設備ニシ
テ法第12條ノ許可申請ヲ要セザル場合ノミニ付其ノ設備機
械ノ明細ヲ記入スルモノトス

2 各欄ノ説明

(1) 「上部空欄」ニハ重要機械製造事業法ニ依ル許可事業機
種(勅令分類ニ依ル機種)及其ノ他ノ機種ヲ丁表(イ)ニ
從ヒ明記ノコト

(2) 「専用」欄ニハ當該許可事業ノミニ使用セラルル臺數ヲ
記入ノコト

(3) 「共用」欄ニハ當該許可事業ト當該許可事業以外ノ事業
トニ共用セラルル機械ヲ按分シタル結果ノ臺數ヲ記入
スルモノトス、但シ如何ナル事業ト共用ナルカヲ註記
ノコト

(4) 「備考」欄ニハ増設ノ場合ハ「増」轉用ノ場合ハ「轉」、更
新ノ場合ハ更新シタモノヲ「新」、廢止シタモノヲ「廢」
トシテ夫々記入シ、減少ノ場合ハ「減」ト記入ノコト

(4) 様式施行規則第37條及同第39條ノ規定ニ依ル報告書

(事業年報及事業報告書)

統制規程ニ依リ統制會ニ提出スル事業報告書甲、乙ト同
様式ノモノニ追加作成シテ一組トシテ提出スベキ丙表様
式

事業報告書

丙表(イ)事業報告書記入注意(第14號様式ノ3ノ1)

- 1 本報告書ハ重要機械製造事業法ニ依ル許可事業者ニ限り作
成シ統制規程ニ基ク事業報告書甲表(イ)(ロ)及ビ乙表(イ)
(ロ)トノ一組ト爲シ重要機械製造事業法ニ依ル事業報告書
トシテ提出スルモノトス
- 2 本報告書ニハ事業計畫書丁表(イ)(第1號様式ノ4ノ1)ノ
計畫ニ對スル實施狀況ニ付記入スルモノトス
- 3 本報告書ハ年度並四半期別報告トシ様式ハ同一トス
(本報告書ノ年度報告ヲ以テ許可事業者ノ提出スベキ事業
年報トナス)

尙年度報告ノ時ハ標題ノ四半期ヲ、四半期報告ノトキハ題
標ノ年度ヲ夫々抹消シ各欄モ又之ニ準ジテ記入スルモノト
ス

- 4 其ノ他ノ記入注意ハ事業計畫書ニ準ズルモノトス
丙表(ロ)事業報告書記入注意(第14號様式ノ3ノ2)
- 1 本報告書ニハ事業報告書丙表(イ)(第14號様式ノ3ノ1)ニ記
入セラレタル事業法施行令第18條ノ設備中増設變更ノ有リ
タル設備ニ付其ノ内譯ヲ許可事業別ニ記入スルモノトス
- 2 記入注意ハ事業計畫書ニ準ズルモノトス
但シ事業計畫書ハ丁表(ロ)ニハ許可申請ヲ要セザル設備機
械ノ明細ヲ記入スルモ本報告書ハ増設變更アリタル機械設
備ノ全部ヲ記入スルモノトス

半年ヲ、四半期報告ノトキハ題
 目モ又之ニ準ジテ記入スルモノト
 計畫書ニ準ズルモノトス
 注意(第14號様式ノ3ノ2)
 丙表(イ)(第14號様式ノ3ノ1)ニ記
 令第18條ノ設備中増設變更ノ有リ
 許可事業別ニ記入スルモノトス
 準ズルモノトス
)ニハ許可申請ヲ要セザル設備機
 械報告書ハ増設變更アリタル機械設
 備トス

事業報告書

會員番號
 會員名
 代表者氏名

昭和 年 度 分
 又ハ昭和 年度第 四半期分
 昭和 年 月 日提出

秘

丙表(イ)

第十四様式ノ三ノ一

工場名	工場所在地	電 話 番 號	擔 當 者	切削研磨用金屬工作機械(臺)		切削研磨用金屬工作機械(臺)		切削研磨用金屬工作機械(臺)		切削研磨用金屬工作機械(臺)		計	總數	葉中	葉
				專用	共用	專用	共用	專用	共用	專用	共用				
令 第 十 八 條 設 備 中 之 設 備 増 設 變 更	摘 要	切削研磨用金屬工作機械	專用	共用	計	專用	共用	計	專用	共用	計	計	總數	葉中	葉
令 第 十 八 條 設 備 中 之 設 備 増 設 變 更	年度首又ハ														
令 第 十 八 條 設 備 中 之 設 備 増 設 變 更	年度末又ハ														
令 第 十 八 條 設 備 中 之 設 備 増 設 變 更	切削研磨用金屬工作機械以外金屬工作機械														
令 第 十 八 條 設 備 中 之 設 備 増 設 變 更	鑄造機械														
令 第 十 八 條 設 備 中 之 設 備 増 設 變 更	其ノ他ノ機械(臺)														
令 第 十 八 條 設 備 中 之 設 備 増 設 變 更	土 地														
令 第 十 八 條 設 備 中 之 設 備 増 設 變 更	建 物														

提出期限 四半期分ハ翌月十日(年度分ハ四月三十日) 提出部數 3通 用紙JES-B4

事業報告書

秘

昭和 年度分
昭和 年度分 四半期分
昭和 年 月 日提出

會員號

會員名
代表者氏名

丙表 (口)

工場名	機械	型式寸度又ハ能力	數量 (臺)	製造者	工場所在地	電話番号	擔當者 氏名	專用		共用		備考		專用		共用		備考	
								備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考		

提出期限 四半期分ハ翌月十日 (年度分ハ四月三十日)

提出部數 3 通

用紙 JES-B 4

總數 葉中第 葉

7. 東亞輸出調整手数料ニ關スル件

昭和17年8月20日附02車統監發第55號會員宛

鐵道車輛並ニ同部分品ノ東亞向(關東州、滿洲、支那)輸出ニ付
輸出調整ノ爲日本機械輸出振興株式會社ヨリ徵收セラルル販賣
價格ニ對スル1000分ノ3ノ輸出承認ノ手数料ニ對シテハ需要者
負擔若ハ賦課率ノ低減ニ付豫而關係官廳ト折衝中ノ處別紙商工
省貿易局通牒寫ノ通り賦課率1000分ノ1製造業者負擔ノ事ニ決
定致候間今後ノ東亞向輸出ニ就テハ本通牒ニ依リ處理相成度右
通告候

[別紙]

對滿事務局 御中
興亞院

商工省貿易局

17貿第2部1215號8月17日附

本件ニ關シ[昭和17年8月8日附昭17經發第1029號]ヲ以テ御依
賴有之候處鐵道車輛及同部分品ニ限リ輸出承認手数料ヲ次ノ通
輕減致スコトト相成候條御承知相成度此段及回答候也

記

- 1 鐵道車輛及同部分品 輸出價格(FoB)ノ1000分ノ1

昭和18年8月30日印刷 (非賣品)
昭和18年9月10日發行

編輯發行人 長橋 茂 男

印刷所 (東京25) 杉田屋印刷所
東京都麹町區麹町5丁目2番地

東京都麹町區大手町2丁目8番地
機械工業會館內

發行所 車輛統制會

電話丸ノ内(25) 5655 6429
6397 6978

KI 3M-29

536-Sh13ウ



1200500745760



○
複写

終